

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進や木質バイオマスの利用環境整備、木材製品の輸出の促進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和3年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業

木の効果の見える化や、非住宅建築物の木造化に係る維持管理・コストに関する情報発信、都市(まち)の木造化推進法に基づく協定締結者に対する相談窓口の体制強化等を支援します。

2. 木質バイオマス利用環境整備事業

林地残材の活用を更に促進するための効率的な収集作業システムの開発・実証、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組等を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

産地協議会の設置やセミナー開催等による木材輸出産地の育成、輸出拡大の意向のある木材事業者に対する専門家による助言を行う取組、海外での木造技術講習会の開催等を支援します。

4. 「クリーンウッド」実施支援事業

事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援、合法性確認人材の養成、違法伐採関連情報等の提供等を実施します。

5. 国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

特用林産物の生産性向上等に取り組む生産者のモデル的取組、おが粉等の需給動向の把握、輸出先国のニーズ・制度等の情報収集、輸入きのこに係る簡易DNA鑑定技術の開発・実証等を支援します。

- 効果の実証情報収集・分析
- 普及資料の作成
- セミナーの開催等を通じた情報発信



木の効果の見える化



輸出先国における技術者を育成するため海外での講習会等を支援



木材関連事業者に対する研修を実施



林地残材の効率的な収集作業システムの開発・実証等を支援

地域内エコシステムのモデル構築や横展開の取組を支援



ICT機器設置による生産性向上



おが粉の需給動向の把握



輸出先国の情報収集

<事業の流れ>



定額、委託



民間団体等

【お問い合わせ先】

(1~4の事業)
(5の事業)

林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
経営課 (03-3502-8059)